

東京都災害リハビリテーション支援関連団体協議会 会則

【名称】

第1条 本会は、「東京都災害リハビリテーション支援関連団体協議会」と称する。
「東京都JRAT」を通称とする。

【事務局】

第2条 本会の事務局は、慶應義塾大学医学部リハビリテーション医学教室内に置く。

【目的】

第3条 本会の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平時から参加団体相互が連携し、各地域において地域住民と共に災害に立ち向かえるように災害リハビリテーション支援チームを発足させ、災害発生時には災害弱者、新たな障害者、あるいは被災高齢者などの生活不活発病への予防に対する適切な対応を可能とすることで都民が災害を乗り越え、自立生活を再建、復興を目指していけるように、安心、安全かつ、良質なりハビリテーション支援を受けられる制度や体制の確立を促進する。
- (2) 他の道府県における災害発生時には、速やかに災害リハビリテーション支援チームを派遣する体制を平時から整える。

【活動内容】

第4条 本会は、目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 災害リハビリテーション支援チームの育成・組織化に関すること。
- (2) 発災時、組織的かつ直接的な災害リハビリテーション支援に関すること。
- (3) 都内の災害リハビリテーションネットワークの構築に関すること。
- (4) 災害リハビリテーションに関する教育・啓発のための研修及び広報に関すること。
- (5) 平時からの避難行動要支援者の避難体制・生活再建の構築に関すること。
- (6) 災害支援必要機材の準備に関すること。
- (7) 他の災害救助チームとの連携に関すること。
- (8) その他、目的を達成することに関連した活動に関すること。

【構成団体】

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する東京都のリハビリテーションに関わる次の各団体をもって構成する。

- (1) 公益社団法人 東京都理学療法士協会
- (2) 一般社団法人 東京都作業療法士会

- (3) 一般社団法人 東京都言語聴覚士会
- (4) 東京都介護支援専門員研究協議会
- (5) 東京都地域リハビリテーション支援センターのうち、賛同が得られた支援センターまたは支援センターが所属する医療機関

【協力団体】

第6条 協力団体は、以下のとおりとする。

本会の理念と目的に賛同し、本会の活動を支援し情報共有などにおいて協力を表明する団体

- (1) 協力団体として入会を希望する団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- (2) 運営委員会は、入会の意思を確認し、合議の上で入会を承認する。

【退会及び除名】

第7条

- (1) 協力団体は、事務局に退会の意思を届け出ることで退会することができる。
- (2) 本会の理念と目的に背き、また社会的倫理に反する行為があった場合、運営委員会の意思をもって除名することができる。

【役員】

第8条 本会は、活動を円滑に運営するために、必要な役員や組織を置くことができる。

- (1) 本会は、役員として構成団体から選出する理事（各構成団体から3名まで）を置くことができる。
- (2) 理事のうち、各々1名を代表、副代表、事務局長とする。
- (3) 代表は、理事の互選により選出される。本会を代表して会務を行う。
- (4) 副代表は、代表により指名され、代表を補佐するとともに必要に応じて代表代行を務める。
- (5) 事務局長は、代表により指名され、事務局運営を統括し事務局を代表する。
- (6) 副事務局長は、代表により指名され、事務局運営を執行し事務局長を補佐する。
- (7) 理事は運営委員会を構成し、この会則の定め及び運営委員会の議決に基づき、会務を執行する。
- (8) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

【運営委員会】

第9条 本会は、運営の議決機関として運営委員会を置く。本会の運営は、運営委員会で議決する。運営委員会は、役員によって構成する。

- (1) 運営委員会は代表が招集し、代表が議長となる。

- (2) 運営委員会は、理事総数の 1/2 以上の出席をもって成立する。
- (3) 運営委員会の議決は、理事総数の 1/2 以上が出席し、その過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (4) 代表は、特に必要があると認めたときは、理事以外のものを出席させ意見を聞くことができる。
- (5) 運営委員会は、原則として 1 年に 3~4 回開催するものとする。ただし、代表が必要と認めるときは、この限りではない。
- (6) 運営委員会は、以下の事項について議決・決定する。
 - ① 事業報告及び事業計画
 - ② 役員の選任及び承認
 - ③ 会則の改正
 - ④ その他、会の運営に必要な事項

【委員会】

第 10 条 本会は、本会の活動（企画運営）を実行するために委員会を設置し、担当ごとに事業の推進を図ることができる。

- (1) 委員会は、会員の中から推薦されたもので構成し、運営委員会の承認を経て事業を企画・運営する。
- (2) 委員会は、メンバーの 1/3 以上の出席をもって成立する。
- (3) 委員会は、必要と認めたときは委員会構成員以外の出席を依頼することができる。
- (4) 委員会は、以下の事項を行う。
 - ① 本会の事業の企画立案・実施
 - ② その他、本会の事業の企画立案・実施に必要な事項

【事業年度】

第 11 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

【その他】

第 12 条 この会則の施行について必要な事項は、運営委員会の決議を経て別に定める。

【附則】

本会則は、2022 年 4 月 7 日に運営委員会で承認され、同日より施行する。

本会則は、2022 年 6 月 15 日より一部改正にて施行する。

本会則は、2026 年 7 月 22 日より一部改正にて施行する。